



# 「うまい話」

## 消費生活相談窓口

さまざま悪質商法

悪質商法には、人の心につけ込むさまざまな種類があります。

### 点検商法

家の排水管や外壁、床下の点検をすると訪問し「危険な状態」と説明。不安をあおり、 unnecessary 工事や高額な契約を迫ります。

### かたり商法

公的機関の職員や委託業者を装い、地上デジタル放送のアンテナ工事や住宅用火災警報器、消火器などを売りつけます。

### 次々販売

布団や住宅リフォームなど、一度契約にこぎつけると、ほとぼりが冷めたころに再度やって来て契約を迫ります。

### 利殖商法

「元本保証の投資信託」「上場企業の未公開株」など、出資話をもちかけ「高利回り」「必ずもつかる」など、さまざまな金融商品を勧めます。

### はがきによるクーリング・オフの記載方法

<p>うら</p> <p>住所 ○○○○ 氏名 ○○○○</p> <p>契約解除通知</p> <p>● 契約日 平成○年○月○日 ● 商品名 ○○○○ ● 契約額 ○○○○円(税込み)</p> <p>右の日付けの契約を解除します。 平成○年○月○日</p>	<p>おもて</p> <p>○○○市○○町○番地</p> <p>○ ○ ○ 販売株式会社 御中</p>
--	---

クーリング・オフで契約解除も可能

訪問販売や電話で強引な勧誘を受けて、もし契約してしまったら、契約日から8日以内なら契約解除できる「クーリング・オフ」という制度があります。手続きははがきでできますので、右の図を参考にしてください。

ひとりで悩まず、あきらめず、お気軽にご相談ください

町消費生活相談窓口（役場産業振興課）  
電話72 0336（相談受付：平日午前8時30分～午後5時15分）  
消費者ホットライン  
電話0570 064 370  
県西部消費生活相談室（米子コンベンションセンター4階）  
電話0859 34 2648

契約書面を受け取った日を含めて8日以内に書面で通知（ただし、取引の種類によって期間が異なります）

図のようにはがきに書いて両面をコピーする郵便局で配達記録郵便または簡易書留で送るはがきのコピーと郵便局の受領証は大切に保管する業者に支払ったお金は全額返金されます

クレジットを利用している場合は、信販会社にもはがきを送る。（その場合、契約解除通知の記載内容に販売会社名を追加）

クーリング・オフできない場合もありますので、詳しくはお問合せください